

大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業  
参加資格審査等手続きに関する様式集及び記載要領

令和元年（2019年）12月

【令和3年（2021年）3月19日修正】

大阪府・大阪市

## 目次

第1	提出書類作成上の留意事項	1
第2	提出書類及び各様式の記載要領	2
1.	募集要項に関する質問に関する提出書類【募集要項第11-2.】	4
2.	参加資格審査に関する提出書類【募集要項第11-3.】	4
3.	応募グループ構成員の追加手続き等に関する提出書類【募集要項第11-4.】	5
4.	協力企業又は応募アドバイザーの追加手続き等に関する提出書類【募集要項第11-5.】	6
5.	守秘義務対象資料の貸与に関する提出書類【募集要項第11-6.】	6
6.	重要保秘義務対象資料の貸与に関する提出書類【募集要項第11-7.】	7
7.	現地調査に関する提出書類【募集要項第11-10.】	8
8.	参加を辞退する場合の提出書類	8
	様式集	9

## 第1 提出書類作成上の留意事項

大阪府・市が公表した様式集のファイル(Microsoft Word 及び Microsoft Excel のファイル)で定めた形式を用いることを基本とする。具体的な作成要領は、以下のとおりとする。

なお、本様式集及び記載要領において使用している用語の定義は、募集要項に定めるところによる。

- (1) 様式の指定がないものは任意の様式により作成すること。
- (2) 提出書類に用いる言語は日本語、通貨は円、単位は計量法(平成4年法律第51号)に定める単位とすること。日時は日本標準時とする。
- (3) 提出書類は、特に指定のない限り、A4サイズ縦長、横書きで作成すること。
- (4) 提出書類で使用する文字の大きさは、図面を除き10.5ポイント以上とし、上下左右20mm程度の余白を設定すること。但し、図面の文字は判読可能な大きさとし、応募者の判断に委ねる。
- (5) 様式に記載されている注釈は、提案書類の作成時に適宜削除すること。
- (6) 提出書類をメールで事前に送付する際は、提出書類の提出予定日までに各書類をPDF形式(押印若しくは署名が必要な書類はスキャンコピー)で添付すること。
- (7) 提出書類を郵送する場合は、担当窓口に対し書類の到着予定日の前日までに郵送で提出する旨と到着予定時刻を連絡した上で提出すること。郵送での提出に当たっては、書留等、配達記録の残る方法とすること。
- (8) 提出書類を持参する場合は、担当窓口に対し書類を持参する日の前々日までに事前に持参する日時を連絡し、調整した上で提出すること。
- (9) 提出書類の郵送及び持参の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く各日の9:30から17:00まで(参加資格審査に関する提出書類の郵送及び持参の受付時間は、2021年4月6日(火)のみ12:00まで)とする。
- (10) 使用する様式の記載要領は、「第2 提出書類及び各様式の記載要領」を参照すること。また、指定様式については「様式集」を参照すること。
- (11) 各様式の印鑑は、印鑑登録済みの代表者印を使用すること。
- (12) 各様式の印鑑について、国外事業者で印鑑を持たない場合は企業の代表者の署名により代替できるが、この場合、「第2 提出書類及び各様式の記載要領」に従い提出した代表者署名届又は使用署名届の署名と一致させること。

## 第2 提出書類及び各様式の記載要領

提出が必要な書類、様式、提出方法及び提出部数は、下表のとおりとする。

また、各種提出書類の作成にあたっては、「第1 提出書類作成上の留意事項」のほか、以下に従うこと。原則として、提出書類は「1. 募集要項に関する質問の提出書類」を除き、応募企業等が提出すること。

書類名	様式 タイプ	様式等	提出方法	提出部数	代理人への 事務手続の 委任
1. 募集要項に関する質問に関する提出書類					
募集要項に関する質問書 提出届	指定	1-A	メール	正1	—
募集要項に関する質問書	指定	1-B		正1	—
2. 参加資格審査に関する提出書類					
参加表明書兼資格審査書類提出書【応募企業又は代表企業用】	指定	2-A	持参又は 郵送	正1	—
事業実施体制表	指定	2-B		正1	—
議決権保有割合表	指定	2-C		正1	—
資格審査書類提出書【代表企業以外の応募グループ構成員用】	指定	2-D		正1	—
委任状【代表企業以外の応募グループ構成員用】	指定	2-E		正1	—
委任状（代理人への事務手続きの委任）	指定	2-F		正1	—
債権債務者登録申請書	指定	2-G		正1	—
資格確認書類（応募企業または応募グループ構成員）					
① 印鑑証明書 又は（代表者署名届）	任意 （指定）	3-A	持参又は 郵送	正1	—
② 使用署名届【代理人用】	指定	3-B		正1	—
③ 会社概要	任意	—		正1	—
④ 会社定款	任意	—		正1	—
⑤ 商業登記簿謄本	任意	—		正1	—
⑥ 有価証券報告書又は独立した公認会計士 が監査した財務諸表（直近5期分）	任意	—		正1	—
⑦ 暴力団排除に関する誓約書	指定	3-C		正1	—
⑧ 応募企業又は応募グループ構成員の役員 名簿	指定	3-D		正1	—
参加資格確認書類（実績を有する企業のみ）					
⑨ 実績確認書	指定	3-E	持参又は 郵送	正1	—
⑩ 実績を証する書類	任意	—		正1	—
3. 応募グループ構成員の追加手続き等に関する提出書類					
応募グループ構成員変更申請書	指定	4-A	持参又は 郵送	正1	可

4. 協力企業又は応募アドバイザーの追加手続き等に関する提出書類					
協力企業等変更届出書	指定	5-A	持参又は 郵送	正1	可
5. 守秘義務対象資料の貸与に関する提出書類					
守秘義務対象資料貸与兼アクセス権申込書	指定	6-A	持参又は 郵送	正1	可
守秘義務の遵守に関する誓約書	指定	6-B		正1	可
第二次被開示者の名称等届出書	指定	6-C		正1	可
第二次被開示者の守秘義務の遵守に関する誓約書	任意	—		副1	可
守秘義務対象資料破棄義務の遵守に関する報告書	指定	6-D		正1	可
守秘義務対象資料破棄義務遵守の延期に関する誓約書	指定	6-E		正1	—
6. 重要保秘義務対象資料の貸与に関する提出書類					
重要保秘義務対象資料の開示対象者名簿兼アクセス権申込書	指定	7-A	持参又は 郵送	正1	可
重要保秘義務の遵守に関する誓約書【応募企業又は代表企業用】	指定	7-B		正1	—
重要保秘義務の遵守に関する誓約書【応募企業又は代表企業以外の者用】	指定	7-C		正1	—
重要保秘義務対象資料破棄義務の遵守に関する報告書	指定	7-D		正1	—
重要保秘義務対象資料破棄義務遵守の延期に関する誓約書	指定	7-E		正1	—
7. 現地調査に関する提出書類					
現地調査希望確認書	指定	8-A	メール	正1	可
8. 参加を辞退する場合の提出書類					
参加辞退届	指定	9-A	持参又は 郵送	正1	—
参加資格喪失等通知書	指定	9-B		正1	—

## 1. 募集要項に関する質問に関する提出書類【募集要項第 11-2.】

以下の様式を作成の上、担当窓口に対し、メールで送付すること。その際、メールの「件名」欄に「募集要項に関する質問書」と記載すること。

- (1) 募集要項に関する質問書 提出届 (様式 1-A) < 1 部 >
- (2) 募集要項に関する質問書 (様式 1-B) < 1 部 >

## 2. 参加資格審査に関する提出書類【募集要項第 11-3.】

以下の様式を作成し、担当窓口に対しデータをメール送付し、事前に連絡した上で、持参又は郵送（書留等配達記録の残る方法）で提出すること。

### (1) 参加表明書兼資格審査書類提出書【応募企業又は代表企業用】

(様式 2-A) < 1 部 >

- a. 応募企業等は、誓約事項を確認の上、代表者が記名捺印の上、印鑑証明書（提出日の直近 3 ヶ月以内に交付されたもの）を添付して提出すること。
- b. 国外事業者で印鑑を持たない場合は、企業の代表者の署名により代替できる。この場合、代表者署名届（様式 3-A）を作成し、公証人による私文書の認証を受けて提出すること。

### (2) 事業実施体制表

(様式 2-B) < 1 部 >

想定される事業実施体制と応募グループ構成員（応募グループの場合）、協力企業及び応募アドバイザーの役割について具体的に記載すること。

### (3) 議決権保有割合表

(様式 2-C) < 1 部 >

応募企業又は各応募グループ構成員が受けることを予定している設置運営事業者の議決権株式の割当て（保有割合）を記載すること。

### (4) 資格審査書類提出書【代表企業以外の応募グループ構成員用】

(様式 2-D) < 1 部 >

- a. 代表企業以外の応募グループ構成員は、誓約事項を確認の上、代表者が記名捺印の上、印鑑証明書（提出日の直近 3 ヶ月以内に交付されたもの）を添付して提出すること。
- b. 国外事業者で印鑑を持たない場合は、企業の代表者の署名により代替できる。この場合、代表者署名届（様式 3-A）を作成し、公証人による私文書の認証を受けて提出すること。

### (5) 委任状【代表企業以外の応募グループ構成員用】

(様式 2-E) < 1 部 >

代表企業以外の応募グループ構成員から代表企業への委任状を作成し、提出すること。

### (6) 委任状（代理人への事務手続きの委任）

(様式 2-F) < 1 部 >

- a. 大阪府・市が認める一定の手続きについて、代理人を選任し、手続きを委任する場合は、本委任状を作成し、受任者の印鑑証明書及び受任者であることを証する書類を添

付の上、提出すること。

- b. 受任者が、印鑑を持たず受任事務の手続きを署名により行う場合は、使用署名届【代理人用】(様式3-B)を作成し、公証人による私文書の認証を受けて提出すること。

(7) 債権債務者登録申請書 (様式2-G) <1部>

- a. 審査料の支払名義人は、応募企業又は代表企業とすること。

(8) 参加資格確認書類 (以下のb.(a)乃至(i))

- a. データの送付にあたっては、企業別にフォルダを分けてZipファイル等の圧縮ファイルで保存する等、見やすくすること。

- b. 持参又は郵送する原本についても、企業別にファイルを作成し、企業別にインデックスタブを貼付する等、見やすくすること。

(a) 印鑑証明書又は代表者署名届 (様式3-A) <1部>

- ・ 代表者が国外事業者で印鑑を持たず、企業の代表者の署名によって代替する場合は、代表者署名届を作成し、公証人による私文書の認証を受けて提出すること。

(b) 会社概要

- ・パンフレット等の使用も可とする。

(c) 会社定款

- ・提出日において最新のものであること。

(d) 商業登記簿謄本

- ・提出日の直近3ヶ月以内に交付されたものを提出すること。

(e) 有価証券報告書又は独立した公認会計士が監査した財務諸表(直近5期分)

(f) 暴力団排除に関する誓約書 (様式3-C) <1部>

- ・応募企業及び応募グループ構成員は、誓約事項を確認の上、代表者が記名捺印し、提出すること。

(g) 応募企業又は応募グループ構成員の役員名簿 (様式3-D) <1部>

- ・役員の変動があった場合は、本様式を修正の上、速やかに再提出すること。

(h) 実績確認書 (様式3-E) <1部>

- ・募集要項「第10-3. 応募企業又は応募グループに求められる要件」に規定する実績(複合施設の開発又は運営実績)を有する者は、実績確認書を作成し、提出すること。
- ・連結子会社が当該実績を有する場合は、その旨を明らかにすること。

(i) 実績を証する書類

- ・実績確認書に記載した実績の内容について確認できる証憑書類を添付すること。
- ・実績を確認する上で、実績確認書の提出後、必要に応じて具体的な事業内容や実績を証する書類の提出を追加で求めることがある。

3. 応募グループ構成員の追加手続き等に関する提出書類【募集要項第11-4.】

応募グループ構成員を追加する場合は、以下の様式を作成の上、必要書類を添付し、事前にデータをメール送付した上で、持参又は郵送(書留等、配達記録の残る方法)で提出す

ること。

- (1) 応募グループ構成員変更申請書 (様式4-A) <1部>  
追加する応募グループ構成員の資格審査に関する書類を提出すること。
- (2) 事業実施体制表 (変更後)  
様式2-Bを適宜変更し、追加した応募グループ構成員を含めた、変更後の事業実施体制表を作成の上、提出すること。
- (3) 議決権保有割合表 (変更後)  
様式2-Cを適宜変更し、追加した応募グループ構成員を含めた、変更後の議決権保有割合 (予定) を作成の上、提出すること。

#### 4. 協力企業又は応募アドバイザーの追加手続き等に関する提出書類【募集要項第11-5.】

協力企業等を変更する場合は、以下の様式を作成の上、必要書類を添付し、事前にデータをメール送付した上で、持参又は郵送 (書留等、配達記録の残る方法) で提出すること。

- (1) 協力企業等変更届出書 (様式5-A) <1部>
- (2) 事業実施体制表 (変更後)  
様式2-Bを適宜変更し、追加した協力企業等を含めた、変更後の事業実施体制表を作成の上、提出すること。

#### 5. 守秘義務対象資料の貸与に関する提出書類【募集要項第11-6.】

##### (1) 守秘義務対象資料の貸与を希望する場合

以下の様式を作成し、担当窓口に対し、事前にデータをメール送付した上で持参又は郵送 (書留等、配達記録の残る方法) で提出すること。

- a. 守秘義務対象資料貸与兼アクセス権申込書 (様式6-A) <1部>  
VDRへのアクセス権限の設定申請に使用する電子メールアドレスは、個人用のものではなく社用のものを申請すること。
- b. 守秘義務の遵守に関する誓約書 (様式6-B) <1部>  
資格審査通過者となった応募企業等が提出すること。

##### (2) 第二次被開示者への開示

応募企業等が第二次被開示者に対し、秘密情報等の全部又は一部を開示しようとするときは、以下の様式を作成し、担当窓口に対して、事前にデータをメール送付した上で持参又は郵送 (書留等、配達記録の残る方法) で提出すること。

- a. 第二次被開示者の名称等届出書 (様式6-C) <1部>  
本届出書については、事前にメール送付する際、PDF形式 (押印若しくは署名した書類をスキャンコピー) に加え、Microsoft Word形式のものを併せて添付すること。
- b. 第二次被開示者が作成した誓約書の写し <1部>  
なお、担当窓口から受理通知が発行されるまでは第二次被開示者への守秘義務対象の秘密情報等を開示してはならない。

##### (3) 守秘義務対象資料の破棄

- a. 守秘義務対象資料破棄義務の遵守に関する報告書 (様式6-D) <1部>  
守秘義務対象資料の貸与を受けた応募企業等及び、応募企業等から守秘義務対象資料の開示を受けた第二次被開示者は、守秘義務の遵守に関する誓約書 (様式6-B)

に従い、責任を持って守秘義務対象資料を破棄し、様式に記名捺印の上、担当窓口に対し、事前にデータをメール送付し、持参又は郵送（書留等、配達の記録の残る方法）で提出すること。

b. 守秘義務対象資料破棄義務遵守の延期に関する誓約書

（様式 6-E） < 1 部 >

守秘義務の遵守に関する誓約書（様式 6-B）第 7 条第 2 項に該当する場合、様式に記載の誓約事項を確認し、記名捺印の上、担当窓口に対し、事前にデータをメール送付し、持参又は郵送（書留等、配達の記録の残る方法）で提出すること。

6. 重要保秘義務対象資料の貸与に関する提出書類【募集要項第 11-7.】

(1) 応募企業等が重要保秘義務対象資料の貸与を希望する場合

以下の様式を作成し、担当窓口に対し、事前にデータをメール送付した上で持参又は郵送（書留等、配達の記録の残る方法）で提出すること。

a. 重要保秘義務対象資料の開示対象者名簿兼アクセス権申込書

（様式 7-A） < 1 部 >

本申込書を事前にメール送付する際は、PDF 形式（押印若しくは署名した書類をスキャンコピー）に加え、Microsoft Word 形式のものを併せて添付すること。

b. 重要保秘義務の遵守に関する誓約書【応募企業又は代表企業用】

（様式 7-B） < 1 部 >

(2) 応募企業等以外の者への開示

a. 重要保秘義務の遵守に関する誓約書【応募企業又は代表企業以外の者用】

（様式 7-C） < 1 部 >

応募企業等は、開示対象者の所属する法人に様式を記載せしめ、重要保秘義務対象資料の開示対象者名簿兼アクセス権申込書（様式 7-A）に添付し、担当窓口に対し、事前にデータをメール送付し、持参又は郵送（書留等、配達の記録の残る方法）で提出すること。

なお、担当窓口から受理通知が発行されるまでは開示対象者への重要保秘義務対象の重要保秘情報等を開示してはならない。

(3) 重要保秘義務対象資料の破棄

a. 重要保秘義務対象資料破棄義務の遵守に関する報告書（様式 7-D） < 1 部 >

重要保秘義務対象資料の貸与を受けた応募企業等及び開示対象者は、重要保秘義務の遵守に関する誓約書（様式 7-B 又は様式 7-C）に従い、責任を持って重要保秘義務対象資料を破棄し、様式に記名捺印の上、担当窓口に対し、事前にデータをメール送付し、持参又は郵送（書留等、配達の記録の残る方法）で提出すること。

b. 重要保秘義務対象資料破棄義務遵守の延期に関する誓約書

（様式 7-E） < 1 部 >

重要保秘義務の遵守に関する誓約書第 7 条第 2 項に該当する場合、様式に記載の誓約事項を確認し、記名捺印の上、担当窓口に対し、事前にデータをメール送付し、持参又は郵送（書留等、配達の記録の残る方法）で提出すること。

**7. 現地調査に関する提出書類【募集要項第 11-10.】**

現地調査の希望の有無について、以下の様式を作成し、担当窓口に対し、メール送付により提出すること。

- (1) 現地調査希望確認書 (様式 8-A) < 1 部 >

**8. 参加を辞退する場合の提出書類**

- (1) 参加辞退届 (様式 9-A) < 1 部 >

辞退する場合は、辞退の理由を具体的に記載し、代表者が記名捺印の上、提出すること。

- (2) 参加資格喪失等通知書 (様式 9-B) < 1 部 >

応募企業若しくは応募グループ構成員が参加資格要件を満たさなくなった場合、又は応募企業又は応募グループ構成員を支配している者が変更若しくは新たに第三者に支配された場合は、当該事由の判明後、速やかに通知すること。

## 様式集

大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業  
募集要項に関する質問書 提出届

西暦 年 月 日

大阪府知事 様  
大阪市長 様

所在地  
商号又は名称  
代表者肩書  
代表者名

2019年12月24日付けで募集要項の公表（2021年3月19日付け修正公表）があった「大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業」について、別添のとおり、募集要項に関する質問書を提出します。

[担当者の連絡先]

所属部署名	
役職	
担当者氏名	
電話番号	
電子メール	

## 大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業

## 募集要項に関する質問書

No.	対象資料名	頁	項目番号	質問	公表可否
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					

※ 記載にあたっては以下の注意事項を厳守して作成すること。

1. 質問は、セル1行につき1問とすること。
  2. ある1つの箇所を対象に複数の質問を行う場合には、各々別の行に記載すること。
  3. 質問間の相互参照を行わず、各々の質問は独立して内容が理解できるように記載すること。
  4. 質問は法人としてとりまとめ、主旨の重複する複数の質問を行わないこと。
  5. 「対象資料名」の列には、「募集要項」や「別紙4 参加資格審査等手続きに関する様集及び記載要領」など、質問をする資料の名称を記載すること。
  6. 「頁」の列には、対象資料の該当する頁番号を半角アラビア数字で記載すること。
  7. 「項目番号」の列には、対象資料の該当する項目番号を記載すること。
- 例：第7-4. - (3)a
- (1) 項目番号等は、最も大きい単位から当該質問の対象となる最小単位までを記載すること。
  - (2) 項目番号等の間に「 - 」(ハイフン(半角))を記載すること。
8. 「公表可否」の列には、質問を公表された場合に質問者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれの内容が含まれる場合は「×」を記載すること。
  9. 行が不足する場合は適宜追加すること。
  10. 募集要項に関係のない事項の質問に対しては回答しない。

大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業  
参加表明書兼資格審査書類提出書【応募企業又は代表企業用】

西暦 年 月 日

大阪府知事 様  
大阪市長 様

応募者の名称： \_\_\_\_\_

(応募企業又は代表企業)

所在地

商号又は名称

代表者肩書

代表者名

印

2019年12月24日付けで募集要項の公表(2021年3月19日付け修正公表)があった「大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業」の公募について、本事業を実施する意思を有する者として、参加することを表明するとともに、参加資格要件について確認されたく、参加資格確認書類を添付の上、本書を提出します。

なお、当社は募集要項「第10 応募者の参加資格要件」に定められた参加資格要件を満たしていること、並びに提出書類の記載事項及び添付書類について事実と相違ないことを誓約します。

※ 印鑑は印鑑登録済みの代表者印を使用し、印鑑証明書を添付すること。

※ 国外事業者で印鑑を持たない場合は、企業の代表者の署名により代替できる。(この場合、代表者署名届(様式3-A)を作成し、公証人による私文書の認証を受けて提出すること。)

添付書類提出確認書【応募企業又は代表企業用】

添付書類	応募者 確認	大阪府・市 確認
印鑑証明書 ※ 国外事業者で印鑑を持たず、企業の代表者の署名により代替する場合は、代表者署名届を作成し、公証人による私文書の認証を受けること。		
事業実施体制表		
議決権保有割合表		
委任状（代理人への事務手続きの委任） ※ 本公募の事務手続きを代理人に委任する場合は提出すること。		
受任者の印鑑証明書 ※ 本公募の事務手続きを代理人に委任する場合は提出すること。 ※ 受任者が国外事業者で印鑑を持たず、受任事務の手続きを署名により行う場合は、大阪府・市の指示に従い、使用署名届を作成し、公証人による私文書の認証を受けること		
債権債務者登録申請書		
参加資格確認書類	—	—
会社概要		
会社定款		
商業登記簿謄本		
有価証券報告書又は独立した公認会計士が監査した財務諸表（直近5期分）		
暴力団排除に関する誓約書		
応募企業又は代表企業の役員名簿		
参加資格確認書類（該当企業分のみ）	—	—
実績確認書		
実績を証する書類		

※ 添付書類が揃っていることを確認し、「応募者確認」欄にチェック（✓）を記入すること。

大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業  
事業実施体制表

西暦 年 月 日

1. 応募者の名称

--

※ 応募者が応募企業の場合は応募企業の名称、応募グループの場合は応募グループの名称を記載すること。

2. 提案に係る連絡先窓口

担当者 連絡先①	所在地	
	商号又は名称	
	所属部署名	
	氏名	
	電話番号	
	電子メール	
担当者 連絡先②	所在地	
	商号又は名称	
	所属部署名	
	氏名	
	電話番号	
	電子メール	

※ 連絡先窓口は応募企業又は応募グループにつき2人までとする。

3. 実施体制

(1) 応募企業又は代表企業

所在地		
商号又は名称		
担当者 連絡先	所属部署名	
	氏名	
	電話番号	
	電子メール	
役割		

※ 「役割」の欄は、担当業務名等、応募者内における役割（本事業における役割）を具体的に記載すること。

(2) 応募グループ構成員

所在地		
商号又は名称		
担当者 連絡先	所属部署名	
	氏名	
	電話番号	
	電子メール	
役割		

所在地		
商号又は名称		
担当者 連絡先	所属部署名	
	氏名	
	電話番号	
	電子メール	
役割		

※ 「役割」の欄は、担当業務名等、応募者内における役割（本事業における役割）を具体的に記載すること。

※ 記入欄が足りない場合は、本様式に準じて追加すること。

(3) 協力企業

所在地		
商号又は名称		
担当者 連絡先	所属部署名	
	氏名	
	電話番号	
	電子メール	
役割		

所在地		
商号又は名称		
担当者 連絡先	所属部署名	
	氏名	
	電話番号	
	電子メール	
役割		

※ 「役割」の欄は、担当業務名等、応募者内における役割（本事業における役割）を具体的に記載すること。

※ 記入欄が足りない場合は、本様式に準じて追加すること。

(4) 応募アドバイザー

所在地		
商号又は名称		
担当者 連絡先	所属部署名	
	氏名	
	電話番号	
	電子メール	
役割		

※ 「役割」の欄は、担当業務名等、応募者内における役割（本事業における役割）を具体的に記載すること。

※ 記入欄が足りない場合は、本様式に準じて追加すること。

大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業  
議決権保有割合表

西暦 年 月 日

## 1. 応募グループの名称

--

## 2. 議決権割合表

## (1) 応募企業又は代表企業

商号又は名称	議決権保有割合 (予定)
	%

## (2) 代表企業以外の応募グループ構成員

商号又は名称	議決権保有割合 (予定)
	%
	%
	%
	%
	%

※ 記入欄が足りない場合は、本様式に準じて追加すること。

大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業  
資格審査書類提出書【代表企業以外の応募グループ構成員用】

西暦 年 月 日

大阪府知事 様  
大阪市長 様

応募グループの名称： \_\_\_\_\_

所在地

商号又は名称

代表者肩書

代表者名

印

2019年12月24日付けで募集要項の公表（2021年3月19日付け修正公表）があった「大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業」の公募について、本事業を実施する意思を有する者として参加するに当たり、当社は募集要項「第10 応募者の参加資格要件」に定められた参加資格要件を満たしていること、並びに提出書類の記載事項及び添付書類について事実と相違ないことを誓約します。

- ※ 応募グループ構成員ごとに別葉とすること。
- ※ 印鑑は印鑑登録済みの代表者印を使用し、印鑑証明書を添付すること。
- ※ 国外事業者で印鑑を持たない場合は、企業の代表者の署名によって代替することも可能。（この場合、代表者署名届（様式3-A）を作成し、公証人による私文書の認証を受けて提出すること。）

## 添付書類提出確認書【代表企業以外の応募グループ構成員用】

添付書類	応募者 確認	大阪府・市 確認
印鑑証明書 ※ 国外事業者で印鑑を持たず、企業の代表者の署名により代替する場合は、代表者署名届を作成し、公証人による私文書の認証を受けること。		
委任状【代表企業以外の応募グループ構成員用】		
参加資格確認書類	—	—
会社概要		
会社定款		
商業登記簿謄本		
有価証券報告書又は独立した公認会計士が監査した財務諸表(直近5期分)		
暴力団排除に関する誓約書		
代表企業以外の応募グループ構成員の役員名簿		
参加資格確認書類(該当企業分のみ)	—	—
実績確認書		
実績を証する書類		

※ 添付書類が揃っていることを確認し、「応募者確認」欄にチェック(✓)を記入すること。

大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業  
委任状【代表企業以外の応募グループ構成員用】

西暦 年 月 日

大阪府知事 様  
大阪市長 様

n 委任者（応募グループ構成員）

所在地	
商号又は名称	
代表者肩書	
代表者名	

私は、以下の企業を代表企業とし、2019年12月24日付けで募集要項の公表（2021年3月19日付け修正公表）があった「大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業」の公募への参加に当たり、次の権限を委任します。

<委任事項>

1. 参加表明に関する件
2. 資格審査書類及び提案審査書類の提出に関する件
3. 競争的対話への参加に関する件
4. 現地調査の申し出及び調整に関する件
5. プレゼンテーションの実施に関する件
6. 復代理人の選任及び解任に関する件
7. 応募グループ構成員、協力企業及び応募アドバイザーの追加・変更に関する件
8. 参加辞退に関する件
9. その他、上記事項に付随又は関連する件

n 受任者（代表企業）

所在地	
商号又は名称	

本委任状は、抵触法の定めにかかわらず日本法に準拠し、それに従って解釈されるものとします。

※ 応募グループ構成員ごとに別葉とすること。

大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業  
委任状（代理人への事務手続きの委任）

西暦 年 月 日

大阪府知事 様  
大阪市長 様

n 委任者（応募企業又は代表企業）

所在地	
商号又は名称	
代表者肩書	
代表者名	

当社は、2019年12月24日付けで募集要項の公表（2021年3月19日付け修正公表）があった「大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業」の公募への参加に当たり、以下の者を代理人と定め、次の手続きを委任します。

<委任事項>

1. 応募グループ構成員、協力企業及び応募アドバイザーの追加・変更に関する件
2. 守秘義務対象資料の貸与の申込みに関する件
3. 守秘義務対象資料の第二次被開示者の指定及び届出に関する件
4. 重要保秘義務対象資料の貸与の申込みに関する件
5. 重要保秘義務対象資料の開示対象者の報告及びアクセス権の申込みに関する件
6. 現地調査の申し出及び調整に関する件
7. 競争的対話への参加申請に関する件
8. その他、上記事項に付随又は関連する件

n 受任者<sup>1</sup>

所在地	
商号又は名称	
代表者肩書	
代表者名	

<添付書類>

1. 受任者の印鑑証明書<sup>2</sup>
2. 受任者となることができる者であることを証する書面（様式は問わない。）

本委任状は、抵触法の定めにかかわらず日本法に準拠し、それに従って解釈されるものとします。

<sup>1</sup> 受任者となることができる者は、社内規則上若しくは取締役会等の授権により本公募において大阪府・市との間で法的拘束力を有する合意をする権限を付与されている者、又は、応募企業等がその総株主の議決権の過半数を有し若しくはその経営を支配しており、かつ、本店所在地が日本国内である会社の代表取締役に限る。

<sup>2</sup> 受任者が、印鑑を持たず受任事務の手続きを署名により行う場合は、使用署名届【代理人用】（様式3-B）を作成し、公証人による私文書の認証を受けて提出すること。

大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業  
債権債務者登録申請書

西暦 年 月 日

大阪府知事 様  
大阪市長 様

応募者の名称： \_\_\_\_\_

(応募企業又は代表企業)

所在地

商号又は名称

代表者肩書

代表者名

印

2019年12月24日付けで募集要項の公表（2021年3月19日付け修正公表）があった「大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業」の公募への参加に当たり、下記のとおり債権債務者登録の申請を行います。

記

[応募企業又は代表企業]

所在地	
商号又は名称	
代表者肩書	
代表者名	

※ 審査料の支払名義人となる応募企業又は代表企業の所在地・名称等を記入すること。

[納入通知書の送付先]

郵便番号	
所在地	
商号又は名称	
部署及び担当者名	

※ 大阪府が発行する審査料の納付に係る納入通知書の送付先を記入すること。  
なお、送付先は日本国内とすること。

大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業  
代表者署名届

西暦 年 月 日

大阪府知事 様  
大阪市長 様

応募者の名称： \_\_\_\_\_

(応募企業又は代表企業)

所在地

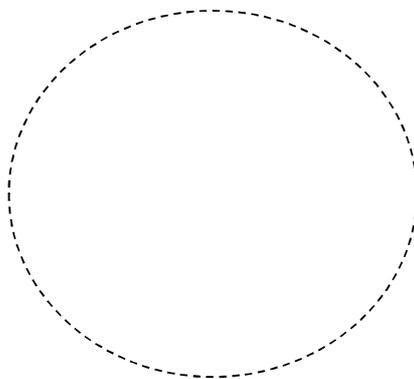
商号又は名称

代表者肩書

代表者名

2019年12月24日付けで募集要項の公表(2021年3月19日付け修正公表)があった「大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業」の公募への参加に当たり、以下の署名を使用します。

署名



※ 国外事業者で印鑑を持たず、企業の代表者の署名によって代替する場合は、本様式を作成し、公証人による私文書の認証を受けて提出すること。

大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業  
使用署名届【代理人用】

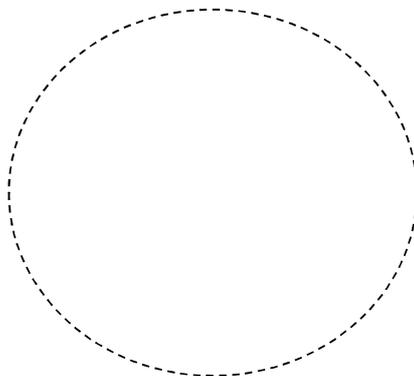
西暦 年 月 日

大阪府知事 様  
大阪市長 様

所在地  
商号又は名称  
代表者肩書  
代表者名

2019年12月24日付けで募集要項の公表（2021年3月19日付け修正公表）があった「大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業」の公募について、年 月 日付けで提出した委任状（代理人への事務手続きの委任）に基づき受任した行為を行うに当たり、以下の署名を使用します。

署名



※ 国外事業者で印鑑を持たず、企業の代表者の署名によって代替する場合は、本様式を作成し、公証人による私文書の認証を受けて提出すること。

大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業  
暴力団排除に関する誓約書

西暦 年 月 日

大阪府知事 様  
大阪市長 様

所在地  
商号又は名称  
代表者肩書  
代表者名 印

当社は、2019年12月24日付けで募集要項の公表（2021年3月19日付け修正公表）があった「大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業」の公募への参加に当たり、下記事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 次のいずれにも該当しません。
  - 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者、大阪府暴力団排除条例第2条第1号から第4号までに掲げる者、又は、大阪市暴力団排除条例第2条第1号から第3号までに掲げる者
  - 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱若しくは大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者又は当該要項別表各号に掲げる措置要件に該当する者
- 本誓約書1のいずれかに該当する者を委託、請負又は本事業に関して締結する全ての契約の相手方としません。
- 受託者等（受託者、請負人及び自己、受託者又は請負人が本事業に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。）が本誓約書1のいずれかに該当する者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
- 本誓約書1のいずれかに該当する者による不当介入を受けた場合、又は受託者等が本誓約書1のいずれかに該当する者による不当介入を受けたことを知った場合は、警察へ通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、大阪府及び大阪市へ速やかに報告を行います。
- 大阪府及び大阪市の求めに応じて当社の役員名簿を提出すること及び当該名簿に含まれる個人情報等を警察に提供することについて同意します。

大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業  
 応募企業又は応募グループ構成員の役員名簿

西暦 年 月 日

	役員氏名 (姓と名の間はスペース)			生年月日 (半角) (数字1ケは「0」 を付加し2ケ)				性別 (半角)	法人・業者名 (個人は空欄)	法人・業者所在地 (個人は住所)
	役職	氏名フリガナ (半角)	氏名漢字	元号	年	月	日			
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										

1. 応募グループの場合、応募グループ構成員ごとに別葉とすること。
2. 行が不足する場合は適宜追加すること。
3. 本書の提出日から実施協定の締結日までに役員の変動があった場合には、本様式を修正のうえ速やかに再提出すること。
4. 外国人が役員の場合は、「氏名漢字」欄にフルネームを記載すること。
5. 外国人が役員の場合で日本国内に住所を有するときは、「氏名フリガナ」欄に住民票に記載されているフリガナを記載すること。
6. 「元号」及び「年」欄の記載に当たっては、様式3-D (別紙) 「西暦・和暦対照表」を参照のうえ、和暦に基づき記載すること。

## 西暦・和暦対照表

西暦	和暦
1919年	大正8年
1920年	大正9年
1921年	大正10年
1922年	大正11年
1923年	大正12年
1924年	大正13年
1925年	大正14年
1926年 (※1)	大正15年 昭和1年
1927年	昭和2年
1928年	昭和3年
1929年	昭和4年
1930年	昭和5年
1931年	昭和6年
1932年	昭和7年
1933年	昭和8年
1934年	昭和9年
1935年	昭和10年
1936年	昭和11年
1937年	昭和12年
1938年	昭和13年
1939年	昭和14年
1940年	昭和15年
1941年	昭和16年
1942年	昭和17年
1943年	昭和18年

西暦	和暦
1944年	昭和19年
1945年	昭和20年
1946年	昭和21年
1947年	昭和22年
1948年	昭和23年
1949年	昭和24年
1950年	昭和25年
1951年	昭和26年
1952年	昭和27年
1953年	昭和28年
1954年	昭和29年
1955年	昭和30年
1956年	昭和31年
1957年	昭和32年
1958年	昭和33年
1959年	昭和34年
1960年	昭和35年
1961年	昭和36年
1962年	昭和37年
1963年	昭和38年
1964年	昭和39年
1965年	昭和40年
1966年	昭和41年
1967年	昭和42年
1968年	昭和43年
1969年	昭和44年

西暦	和暦
1970年	昭和45年
1971年	昭和46年
1972年	昭和47年
1973年	昭和48年
1974年	昭和49年
1975年	昭和50年
1976年	昭和51年
1977年	昭和52年
1978年	昭和53年
1979年	昭和54年
1980年	昭和55年
1981年	昭和56年
1982年	昭和57年
1983年	昭和58年
1984年	昭和59年
1985年	昭和60年
1986年	昭和61年
1987年	昭和62年
1988年	昭和63年
1989年 (※2)	昭和64年 平成1年
1990年	平成2年
1991年	平成3年
1992年	平成4年
1993年	平成5年
1994年	平成6年

西暦	和暦
1995年	平成7年
1996年	平成8年
1997年	平成9年
1998年	平成10年
1999年	平成11年
2000年	平成12年
2001年	平成13年
2002年	平成14年
2003年	平成15年
2004年	平成16年
2005年	平成17年
2006年	平成18年
2007年	平成19年
2008年	平成20年
2009年	平成21年
2010年	平成22年
2011年	平成23年
2012年	平成24年
2013年	平成25年
2014年	平成26年
2015年	平成27年
2016年	平成28年
2017年	平成29年
2018年	平成30年
2019年 (※3)	平成31年 令和1年

※1 1月1日から12月24日までは大正15年、12月25日から12月31日までは昭和1年。

※2 1月1日から1月7日までは昭和64年、1月8日から12月31日までは平成1年。

※3 1月1日から4月30日までは平成31年、5月1日から12月31日までは令和1年。

※4 元号欄は、大正＝T、昭和＝S、平成＝H、令和＝Rのいずれか該当するアルファベットを記入すること。

大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業  
 応募企業又は応募グループ構成員の役員名簿

西暦 年 月 日

	役員氏名（姓と名の間はスペース）			生年月日（半角） （数字1桁は「0」を付加し2桁）				性別 （半角）	法人・業者名 （個人は空欄）	法人・業者所在地 （個人は住所）
	役職	氏名フリガナ（半角）	氏名漢字	元号	年	月	日			
1	代表取締役社長	オオサカ タロウ	大阪 太郎	S	25	01	10	M	株式会社●●●	大阪府大阪市●●区●●△△-□□
2	専務執行役員	コハナ ハナコ	此花 花子	S	50	12	24	F	株式会社●●●	大阪府大阪市●●区●●△△-□□
3	常務執行役員	アスマ イチロウ	東 一郎	H	02	08	03	M	株式会社●●●	大阪府大阪市●●区●●△△-□□
4	執行役員	ジョン スミス	John Smith	S	57	03	14	M	株式会社●●●	大阪府大阪市●●区●●△△-□□
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										

半角数字（数字1桁の場合は頭に「0」を付加

「元号」と「性別」欄は「半角英字大文字」で入力すること。  
 <元号>  
 大正→「T」 昭和→「S」 平成→「H」  
 <性別>  
 男性→「M」 女性→「F」

1. 応募グループの場合、応募グループ構成員ごとに別葉とすること。
2. 行が不足する場合は適宜追加すること。
3. 本書の提出日から実施協定の締結日までに役員の異動があった場合には、本様式を修正のうえ速やかに再提出すること。
4. 外国人が役員の場合は、「氏名漢字」欄にフルネームを記載すること。
5. 外国人が役員の場合で日本国内に住所を有するときは、「氏名フリガナ」欄に住民票に記載されているフリガナを記載すること。
6. 「元号」及び「年」欄の記載に当たっては、様式3-D（別紙）「西暦・和暦対照表」を参照のうえ、和暦に基づき記載すること。

大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業  
実績確認書

西暦            年    月    日

## 1. 応募者の名称

※ 応募者が応募企業の場合は応募企業の名称、応募グループの場合は応募グループの名称を記載すること。

## 2. 実績を有する企業の商号又は名称

## 3. 実績を有する企業と応募企業若しくは応募グループにおける代表企業との関係

## 4. 実績を有する企業の本事業での役割

## 5. 実績概要

実 績 の 区 分	※ 第 10-3. - (1) 又は第 10-3. - (2) のいずれかを記載すること
事業名・施設名等	
所 在 地	
区域内の延べ床面積	㎡
区 域 の 面 積	ha
事 業 概 要	
複 合 施 設 の 内 容	※ 複合施設に含まれる各施設の用途・規模等を記載すること
事 業 実 施 時 期	※ 開発事業の実施時期や開業時期、事業主体としての施設運営の実施時期等を記載すること
実績証憑書類の名称	

※ 募集要項第 10-3. の参加資格要件を満たす実績概要を事業毎に記載すること。

※ 必要に応じて、表を追加すること。

大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業  
 応募グループ構成員変更申請書

西暦 年 月 日

大阪府知事 様  
 大阪市長 様

応募者の名称： \_\_\_\_\_  
 (代表企業)  
 所在地  
 商号又は名称  
 代表者肩書  
 代表者名 印

2019年12月24日付けで募集要項の公表(2021年3月19日付け修正公表)があった「大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業」の公募について、年 月 日付けで参加表明を行っていますが、下記の理由により、応募グループ構成員を追加させていただきたく、関係書類を添えて申請します。

記

1. 追加する理由(追加する理由を具体的に記載すること)

2. 追加する応募グループ構成員

所在地		
商号又は名称		
所属部署名		
担当者 連絡先	氏名	
	電話番号	
	電子メール	
役割		

※ 記入欄が足りない場合は、本様式に準じて追加すること。

## 添付書類提出確認書【応募グループ構成員の追加用】

## &lt;代表企業&gt;

添付書類	応募者 確認	大阪府・市 確認
事業実施体制表 (変更後)		
議決権保有割合表 (変更後)		

## &lt;追加構成員&gt;

添付書類	応募者 確認	大阪府・市 確認
<b>資格審査書類提出書【代表企業以外に応募グループ構成員用】</b>		
印鑑証明書 ※ 国外事業者で印鑑を持たず、企業の代表者の署名により代替する場合は、代表者署名届を作成し、公証人による私文書の認証を受けること。		
委任状【代表企業以外に応募グループ構成員用】		
参加資格確認書類	—	—
会社概要		
会社定款		
商業登記簿謄本		
有価証券報告書又は独立した公認会計士が監査した財務諸表 (直近5期分)		
暴力団排除に関する誓約書		
応募企業又は応募グループ構成員の役員名簿		

※ 添付書類が揃っていることを確認し、「応募者確認」欄にチェック (✓) を記入すること。

大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業  
協力企業等変更届出書

西暦 年 月 日

大阪府知事 様  
大阪市長 様

応募者の名称： \_\_\_\_\_  
(代表企業)  
所在地  
商号又は名称  
代表者肩書  
代表者名 印

2019年12月24日付けで募集要項の公表(2021年3月19日付け修正公表)があった「大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業」の公募について、年 月 日付けで参加表明を行っていますが、下記の理由により、協力企業等を変更するため、届け出ます。

記

1. 変更する理由(変更する理由を具体的に記載すること)

2. 変更する協力企業等

所在地		
商号又は名称		
担当者 連絡先	所属部署名	
	氏名	
	電話番号	
	電子メール	
役割		

※ 記入欄が足りない場合は、本様式に準じて追加すること。

3. 添付書類

事業実施体制表(変更後)

大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業  
守秘義務対象資料貸与兼アクセス権申込書

西暦 年 月 日

大阪府知事 様  
大阪市長 様

応募者の名称： \_\_\_\_\_

(応募企業又は代表企業)

所在地

商号又は名称

代表者肩書

代表者名

(代理人署名

印)

2019年12月24日付けで募集要項の公表(2021年3月19日付け修正公表)があった「大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業」の公募について、本事業の提案及び対話を行うにあたり、本申込書及び「守秘義務の遵守に関する誓約書」の提出を条件とする守秘義務対象資料について、貸与を申し込みます。

担当者氏名	
所属部署名	
住所	
電話番号	

また、以下の電子メールアドレスを、VDR へのアクセス権限の設定に使用する ID として申請します。

ID	電子メールアドレス
申請 ID ①	
申請 ID ②	
申請 ID ③	
申請 ID ④	
申請 ID ⑤	

- ※ VDR へのアクセス権限を設定できる ID は、応募企業又は代表企業あたり 5 つまでとする。
- ※ VDR へのアクセス権限の設定申請に使用する電子メールアドレスは、個人用のものではなく、社用のもので申請すること。

大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業  
守秘義務の遵守に関する誓約書

西暦 年 月 日

大阪府知事 様  
大阪市長 様

応募者の名称：  
所在地  
商号又は名称  
代表者肩書  
代表者名  
(代理人署名 印)

当社は、今般、大阪府・大阪市（以下「府市」といいます。）が2019年12月24日付けで公表（2021年3月19日付け修正公表）した「大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業」募集要項（以下「募集要項」といいます。）に基づき、本事業の提案及び対話（以下「本提案等」といいます。）を行うにあたり、本誓約書を提出した者にのみ府市が貸与する資料（以下「守秘義務対象資料」といいます。）の貸与を受けることを希望します。

守秘義務対象資料の貸与を受け、府市との対話（以下「本対話」といいます。本誓約書の提出以降、新たに追加された検討項目に関して府市と行う対話を含みます。）を行うにあたっては、下記事項を遵守し、秘密を保持することを誓約します。なお、本誓約書上の用語の定義は本誓約書上で特に定めるものを除き募集要項の定める定義に従います。

記

第1条（利用の目的）

- 1 当社は、守秘義務対象資料及び本対話により府市から開示又は提供された情報（以下、総称して「本秘密情報等」といいます。）を本提案等の準備及び実施以外の目的のために利用しません。
- 2 当社は、本提案等のために本秘密情報等を知る必要のある最低限度の者以外の自己の役員及び従業員に対して本秘密情報等を開示しません。
- 3 当社は、当社の関係会社、当社の応募グループ構成員、協力企業、本事業のために融資若しくは保証を行う予定の金融機関、本事業のために格付業務を実施する格付機関、応募アドバイザー及び本公募において業務を行う通訳者・翻訳者等のうち、本提案等のために本秘密情報等を知る必要がある最低限度の者であり、かつ、あらかじめ当社が情報の開示先として府市に報告した者（以下「第二次被開示者」といいます。）に対して、本秘密情報等の全部又は一部を開示できるものとします。ただし、本秘密情報等の開示に先立ち、当社は、第二次被開示者に対して、本誓約書記載の遵守事項と同等又はそれ以上の守秘義務の履行を、書面をもって誓約させ、その書面の写しを府市に提出することを約束します。また、府市から「第二次被開示者の名称等届出書」の受理通知を受けるまでは、第二次被

開示者に本秘密情報等を開示しません。

- 4 当社は、自らの責任において、本秘密情報等の全部又は一部を第二次被開示者に開示した場合、第二次被開示者をして本誓約書に定めるものと同等又はそれ以上の秘密保持義務を遵守させるものとし、第二次被開示者がかかる義務に違反した場合には、当社が本誓約書に違反したとみなされて責任を負うことを約束します。
- 5 当社は、本誓約書に違反した場合（第二次被開示者が本条第3項に基づき提出した誓約書の定める義務に違反した場合を含む。）、参加登録が取り消される可能性があることを理解しています。

## 第2条（秘密の保持）

当社は、本秘密情報等を秘密として保持するものとし、前条に定める場合のほか、第三者に開示又は漏洩しません。但し、法律、命令、条例等（以下「法令等」といいます。）により提供の義務が課される場合はこの限りではありません。

## 第3条（善管注意義務）

当社は、本秘密情報等が、府市又は当該情報の提供者の業務上重要な情報であり、これが第三者に提供された場合には、府市又は情報提供者の業務又は事業に重大な影響を与えるものであることを了解し、本秘密情報等を善良な管理者としての注意をもって取り扱うことを約束します。

## 第4条（個人情報の取扱い）

府市から提供を受けた本秘密情報等のうち個人情報に該当するものについては、当社は、本誓約書の定める義務に加えて、個人情報保護に関する法令等に従って、適切に利用、保持及び管理を行うことを約束します。

## 第5条（存続期間）

本誓約書に基づき当社が負う義務は、第7条の定める破棄義務の履行の有無に関わらず、本提案等の終了後においても存続するものとします。

## 第6条（損害賠償義務）

- 1 当社は、当社から本秘密情報等が漏洩した場合又はその兆候がある場合には、速やかに府市に報告したうえで、府市の指示に従って次の事項について対応します。
  - (1) 事実関係の把握
  - (2) 本秘密情報等の漏洩により影響を受ける可能性がある者（同情報により識別される者及び府市への情報提供者を含みますがこれに限りません。以下「関係者」といいます。）に対する通知
  - (3) 原因の究明と再発防止
  - (4) 本秘密情報等の返還、廃棄等
  - (5) その他対応を要する事項
- 2 当社から本秘密情報等が漏洩した場合及び当社が本誓約書に違反した場合、当社は、それにより府市又は第三者（関係者を含みますがこれに限りません。）に生じた損害を賠償することを約束します。

## 第7条（守秘義務対象資料の破棄）

- 1 当社は、守秘義務対象資料（その印刷物、複写物、複製及びハードディスク等の記録媒体への記録を含むがこれに限りません。）を、当社が募集要項に従い提案審査書類を提出しないこと若しくは設置運営事業予定者に選定されなかったことが明らかになった日又は府市が破棄期限として指定する日のいずれか早い時点までにすべて自己の責任と費用において復元不能な方法で破棄・消去することを約束します。
- 2 法令等又は司法機関若しくは行政機関の判決、決定、命令等により守秘義務対象資料の全部又は一部を保持することが義務付けられているため、前項の規定により守秘義務対象資料を破棄することができない場合、当社は、その理由を付して破棄予定日を通知することとし、情報保持を義務付けられた期間が経過する等により情報保持義務等がその後終了したときは、速やかに守秘義務対象資料をすべて破棄することを約束します。
- 3 当社は、前2項の規定に基づき守秘義務対象資料を破棄したときは、府市に対し、「守秘義務対象資料破棄義務の遵守に関する報告書」の提出をもって、その旨報告します。

大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業  
第二次被開示者の名称等届出書

西暦 年 月 日

大阪府知事 様  
大阪市長 様

応募者の名称： \_\_\_\_\_

(応募企業又は代表企業)

所在地

商号又は名称

代表者肩書

代表者名

(代理人署名

印)

当社は、2019年12月24日付けで募集要項の公表（2021年3月19日付け修正公表）があった「大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業」の公募について、応募企業又は代表企業として、年 月 日に提出した「守秘義務の遵守に関する誓約書」（以下「守秘義務誓約書」という。）第1条第3項に基づき、関係会社、応募グループ構成員、協力企業、本事業のために融資若しくは保証を行う予定の金融機関、本事業のために格付業務を実施する格付機関、応募アドバイザー及び本公募において業務を行う通訳者、翻訳者等のうち、本提案等のために守秘義務対象資料及びそれに関連して本公募により府市から開示された情報を知る必要がある最低限度の者として、以下の者を当社の第二次被開示者に指定します。

なお、本書は守秘義務誓約書の一部を構成するものとし、守秘義務誓約書第1条第4項のとおり、第二次被開示者が守秘義務に違反した場合には、当社が守秘義務誓約書に違反したとみなされて責任を負うものとします。

記

■関係会社

所在地	
商号又は名称	
代表者肩書	
代表者名	
本事業における役割	

■応募グループ構成員

所在地	
商号又は名称	
代表者肩書	
代表者名	
本事業における役割	

■協力企業

所在地	
商号又は名称	
代表者肩書	
代表者名	
本事業における役割	

■応募アドバイザー

所在地	
商号又は名称	
代表者肩書	
代表者名	
本事業における役割	

■本事業のために融資若しくは保証を行う金融機関

所在地	
商号又は名称	
代表者肩書	
代表者名	
本事業における役割	

■本公募のために格付業務を行う格付機関

所在地	
商号又は名称	
代表者肩書	
代表者名	
本公募における役割	

■本公募において業務を行う通訳者、翻訳者

所在地	
商号又は名称	
代表者肩書	
代表者名	
本公募における役割	

※ 記入欄が足りない場合は、本様式に準じて追加すること。

※ 「本事業における役割」及び「本公募における役割」には、担当業務等を記載すること。

※ 第二次被開示者の誓約書の写しを添付すること。

※ 第二次被開示者への守秘義務対象資料の開示は、本届出書の受理通知を大阪府・大阪市から受けるまでは行ってはならない。

大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業  
守秘義務対象資料破棄義務の遵守に関する報告書

西暦 年 月 日

大阪府知事 様  
大阪市長 様

応募者の名称： \_\_\_\_\_

所在地

商号又は名称

代表者肩書

代表者名

印

当社は、大阪府・大阪市（以下「府市」といいます。）が 2019 年 12 月 24 日付けで公表（2021 年 3 月 19 日付け修正公表）した「大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業」募集要項に基づき、府市から貸与された守秘義務対象資料（その印刷物、複写物、複製及びハードディスク等の記録媒体への記録資料を含むがこれに限りません。）について、復元不能な方法で破棄・消去を完了しましたので報告します。

大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業  
守秘義務対象資料破棄義務遵守の延期に関する誓約書

西暦 年 月 日

大阪府知事 様  
大阪市長 様

応募者の名称： \_\_\_\_\_

所在地

商号又は名称

代表者肩書

代表者名

印

当社は、2019年12月24日付けで募集要項の公表（2021年3月19日付け修正公表）された「大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業」募集要項に基づき、大阪府・大阪市から貸与された守秘義務対象資料（その印刷物、複写物、複製及びハードディスク等の記録媒体への記録を含むがこれに限りません。）を下記の理由により破棄することができなくなりました。

つきましては、下記のとおり、破棄予定日までにこれらをすべて復元不能な方法で破棄・消去し、破棄・消去が完了したときは大阪府・大阪市に対してその旨報告することを約束します。

記

破棄予定日	
破棄方法	
破棄の延期理由	

大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業  
重要保秘義務対象資料の開示対象者名簿兼アクセス権申込書

西暦 年 月 日

大阪府知事 様  
大阪市長 様

応募者の名称： \_\_\_\_\_

(応募企業又は代表企業)

所在地

商号又は名称

代表者肩書

代表者名

(代理人署名 印)

2019年12月24日付けで募集要項の公表(2021年3月19日付け修正公表)があった「大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業」の公募について、当社が 年 月 日付けで提出した「重要保秘義務の遵守に関する誓約書」第2条第2項の開示範囲は、以下に記載の者に限ります。

また、以下の電子メールアドレスを、VDR(バーチャルデータルーム)へのアクセス権限の設定に使用するIDとして申請します。

企業名	部署名	役職	氏名	電子メールアドレス
開示目的・理由 【 】				
開示目的・理由 【 】				
開示目的・理由 【 】				

※ 応募企業等の役員及び従業員の外に重要保秘情報等の開示対象者として登録できるのは、以下のとおりとする。

- ① 応募企業等の顧問弁護士
- ② 応募企業等の関係会社の役員、従業員及び顧問弁護士
- ③ 代表企業以外の応募グループ構成員の役員、従業員及び顧問弁護士
- ④ 応募アドバイザーとして登録された弁護士又は協力企業として登録された弁護士
- ⑤ 本事業のために融資又は保証を行う予定の金融機関の役員、従業員及び顧問弁護士
- ⑥ 本公募において応募企業等のために業務を行う通訳者・翻訳者
- ⑦ その他大阪府・市が必要と認めた者

※ 開示対象者に対する開示は、開示目的のために知る必要がある最小限の範囲を超えないものとする。

- ※ **VDR** へのアクセス権限の設定申請に使用する電子メールアドレスは、個人用のものではなく社用のもので申請すること。
- ※ **VDR** へのアクセス権限の登録を希望しない場合は、電子メールアドレス欄を空欄とすること。
- ※ 記入欄が不足する場合は、適宜追加すること。
- ※ 開示対象者の所属する法人が記載した誓約書を添付すること。
- ※ 本名簿記載の個人への情報開示は、大阪府・市から本申込書の受理通知を受けるまでは開示してはならないものとする。

大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業  
重要保秘義務の遵守に関する誓約書

西暦 年 月 日

大阪府知事 様  
大阪市長 様

応募者の名称： \_\_\_\_\_

(応募企業又は代表企業)

所在地

商号又は名称

代表者肩書

代表者名

(代理人署名

印)

当社は、今般、大阪府・大阪市（以下「府市」といいます。）が 2019 年 12 月 24 日付けで公表（2021 年 3 月 19 日付け修正公表）した「大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業」募集要項（以下「募集要項」といいます。）に基づき、本事業の提案及び対話（以下「本提案等」といいます。）を行うにあたり、「重要保秘義務対象資料の開示対象者名簿兼アクセス権申込書」に名前が記載された個人にのみ府市が貸与する資料（以下「重要保秘義務対象資料」といいます。）の貸与を受けることを希望します。

重要保秘義務対象資料の提供を受け、府市との対話（以下「本対話」といいます。本誓約書の提出以降、新たに追加された検討項目に対して府市と行う対話を含みます。）を行うに当たっては、下記事項を遵守し、秘密を保持することを誓約します。なお、本誓約書上の用語の定義は本誓約書上で特に定める場合を除き募集要項の定める定義に従います。

記

第 1 条（利用の目的）

- 1 当社は、重要保秘義務対象資料及び府市から開示又は提供された重要保秘義務対象資料に関する一切の情報（以下、これらを「重要保秘情報等」と総称します。）を本提案等の準備及び実施以外の目的のために利用しません。
- 2 当社は、当社又は当社以外の開示対象者（参照第 2 条 2 項）が本誓約書に違反した場合、参加登録が取り消される可能性があることを理解しています。

第 2 条（秘密の保持）

- 1 当社は重要保秘情報等を府市の重要秘密として保持します。
- 2 当社における重要保秘情報等の開示範囲は、当社が提出した「重要保秘義務対象資料の開示対象者名簿兼アクセス権申込書」記載の個人（以下「開示対象者」といいます。）に限ります。

- 3 当社は、社内外にかかわらず、開示対象者以外の者には重要保秘情報等を一切、開示又は漏洩しません。但し、法律、命令、条例等（以下「法令等」といいます。）により開示の義務が課される場合はこの限りではありません。
- 4 当社は、「重要保秘義務対象資料の開示対象者名簿兼アクセス権申込書」並びに当社及び他の開示対象者の所属する法人が記載した誓約書をすべて府市に提出し、府市から受理通知を受けるまでは、開示対象者に対して重要保秘情報等を開示しません。

### 第3条（情報の管理義務）

- 1 当社は、重要保秘情報等が、府市又は当該情報の提供者の業務上重要な情報であり、これが第三者に提供された場合には、府市又は情報提供者の業務又は事業に重大な影響を与えるものであることを了解し、重要保秘情報等を善良な管理者としての注意をもって取り扱います。
- 2 当社は、重要保秘情報等について、インターネットへのアップロードやファックス送信等の方法で情報のやり取りを行いません。また、重要保秘情報等をメールに添付して送信する場合にはパスワードの設定及び誤送信の防止その他情報漏洩を防止するための適切な措置を講じます。
- 3 当社は、在職中か退職後にかかわらず、役員又は従業員による重要保秘情報等の開示及び漏洩を予防するための適切な措置を講じます。

### 第4条（個人情報の取扱い）

府市から提供を受けた情報のうち個人情報に該当するものについては、当社は、本誓約書の定める義務に加えて、個人情報の保護に関する法令等に従って、適切に利用保持及び管理を行うことを約束します。

### 第5条（存続期間）

本誓約書に基づき当社が負う義務は、第7条に定める破棄義務の履行の有無に関わらず、本提案等の終了後においても存続するものとします。

### 第6条（損害賠償義務）

- 1 当社は、当社から重要保秘情報等が漏洩した場合又はその兆候がある場合には、速やかに府市に報告した上で、府市の指示に従って次の事項について対応いたします。
  - (1) 事実関係の把握
  - (2) 重要保秘情報等の漏洩により影響を受ける可能性がある者（同情報により識別される者、府市への情報提供者を含みますがこれに限りません。以下「関係者」といいます。）に対する通知
  - (3) 原因の究明と再発防止
  - (4) 重要保秘情報等の返還、廃棄等
  - (5) その他対応を要する事項
- 2 当社から重要保秘情報等が漏洩した場合及び当社が本誓約書に違反した場合、当社は、それにより府市又は第三者（関係者を含みますがこれに限りません。）に生じた損害を賠償することを約束します。

### 第7条（重要保秘義務対象資料の破棄）

- 1 当社は、重要保秘義務対象資料（その印刷物、複写物、複製及びハードディスク等の記録媒体への記録を含むがこれに限りません。）を、提案審査書類を提出しないこと若しくは設置運営事業予定者に選定されなかったことが明らかになった日又は府市が破棄期限として指定する日のいずれか早い日までにすべて自己の責任と費用において復元不能な方法で破棄・消去することを約束します。
- 2 法令等又は司法機関若しくは行政機関の判決、決定、命令等により重要保秘義務対象資料の全部又は一部を保持することが義務付けられているため、前項の規定により重要保秘義務対象資料を破棄することができない場合、当社は、その理由を付して破棄予定日を通知することとし、情報保持を義務付けられた期間が経過する等により情報保持義務等がその後終了したときは、速やかに当該重要保秘義務対象資料をすべて破棄することを約束します。
- 3 当社は、前2項の規定に基づき重要保秘義務対象資料を破棄したときは、府市に対し、「重要保秘義務対象資料破棄義務の遵守に関する報告書」の提出をもって、その旨報告します。

大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業  
重要保秘義務の遵守に関する誓約書

西暦 年 月 日

大阪府知事 様  
大阪市長 様

応募者の名称： \_\_\_\_\_

所在地  
商号又は名称  
代表者肩書  
代表者名

印

当社は、今般、大阪府・大阪市（以下「府市」といいます。）が2019年12月24日付けで公表（2021年3月19日付け修正公表）した「大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業」募集要項に基づき、本事業の提案及び対話（以下「本提案等」といいます。）を行うにあたり、「重要保秘義務対象資料の開示対象者名簿兼アクセス権申込書」に名前が記載された個人にのみ府市が貸与する資料（以下「重要保秘義務対象資料」といいます。）の提供を受けることを希望します。

重要保秘義務対象資料の提供を受け、府市との対話（以下「本対話」といいます。本誓約書の提出以降、新たに追加された検討項目に対して府市と行う対話を含みます。）を行うに当たっては、下記事項を遵守し、秘密を保持することを誓約します。なお、本誓約書上の用語の定義は本誓約書上で特に定める場合を除き募集要項の定める定義に従います。

記

第1条（利用の目的）

- 1 当社は、重要保秘義務対象資料及び府市から提供された重要保秘義務対象資料に関する一切の情報（以下、総称して「重要保秘情報等」といいます。）を本提案等の準備及び実施以外の目的のために利用しません。
- 2 当社は、本誓約書に違反した場合、第2条2項記載の応募企業又は代表企業（以下、「応募企業等」といいます。）の参加登録が取り消される可能性があることを理解しています。

第2条（秘密の保持）

- 1 当社は重要保秘情報等を府市の重要秘密として保持します。
- 2 当社における重要保秘情報等の開示範囲は、【 （応募企業等名） 】が提出した「重要保秘義務対象資料の開示対象者名簿兼アクセス権申込書」記載の個人（以下「開示対象者」といいます。）に限ります。
- 3 当社は、社内外を問わず開示対象者以外の者には重要保秘情報等を一切開示又は漏洩しません。但し、法律、命令、条例等（以下「法令等」といいます。）により開示の義務が課される場合はこの限りではありません。

### 第3条（情報の管理義務）

- 1 当社は、重要保秘情報等が、府市又は当該情報の提供者の業務上重要な情報であり、これが第三者に提供された場合には、府市又は情報提供者の業務又は事業に重大な影響を与えるものであることを了解し、重要保秘情報等を善良な管理者としての注意をもって取り扱います。
- 2 当社は、重要保秘情報等について、インターネットへのアップロードやファックス送信等の方法で情報のやり取りを行いません。また、重要保秘情報等をメールに添付して送信する場合にはパスワードの設定及び誤送信の防止その他情報漏洩を防止するための適切な措置を講じます。
- 3 当社は、在職中か退職後かにかかわらず、役員又は従業員による重要保秘情報等の開示及び漏洩を予防するための適切な措置を講じます。

### 第4条（個人情報の取扱い）

府市から提供を受けた情報のうち個人情報に該当するものについては、当社は、本誓約書の定める義務に加えて、個人情報の保護に関する法令等に従って、適切に利用保持及び管理を行うことを約束します。

### 第5条（存続期間）

本誓約書に基づき当社が負う義務は、第7条に定める破棄義務の履行の有無に関わらず、本提案等の終了後においても存続するものとします。

### 第6条（損害賠償義務）

- 1 当社は、当社から重要保秘情報等が漏洩した場合又はその兆候がある場合には、速やかに府市に報告した上で、府市の指示に従って次の事項について対応いたします。
  - (1) 事実関係の把握
  - (2) 重要保秘情報等の漏洩により影響を受ける可能性がある者（同情報により識別される者、府市への情報提供者を含みますがこれに限りません。以下「関係者」といいます。）に対する通知
  - (3) 原因の究明と再発防止
  - (4) 重要保秘情報等の返還、廃棄等
  - (5) その他対応を要する事項
- 2 当社から重要保秘情報等が漏洩した場合及び当社が本誓約書に違反した場合、当社は、それにより府市又は第三者（関係者を含みますがこれに限りません。）に生じた損害を賠償することを約束します。

### 第7条（重要保秘義務対象資料の破棄）

- 1 当社は、重要保秘義務対象資料（その印刷物、複写物、複製及びハードディスク等の記録媒体への記録を含むがこれに限りません。）を、提出審査書類を提出しないこと若しくは応募企業等が設置運営事業予定者に選定されなかったことが明らかになった日又は府市が破棄期限として指定する日のいずれか早い日までにしてすべて自己の責任と費用において復元不能な方法で破棄・消去することを約束します。
- 2 法令等又は司法機関若しくは行政機関の判決、決定、命令等により重要保秘義務対象資料

の全部又は一部を保持することが義務付けられているため、前項の規定により重要保秘義務対象資料を破棄することができない場合、当社は、その理由を付して破棄予定日を通知することとし、情報保持を義務付けられた期間が経過する等により情報保持義務等がその後終了したときは、速やかに当該重要保秘義務対象資料をすべて破棄することを約束します。

- 3 当社は、前2項の規定に基づき重要保秘義務対象資料を破棄したときは、府市に対し、「重要保秘義務対象資料破棄義務の遵守に関する報告書」の提出をもって、その旨報告します。

大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業  
重要保秘義務対象資料破棄義務の遵守に関する報告書

西暦 年 月 日

大阪府知事 様  
大阪市長 様

応募者の名称： \_\_\_\_\_

所在地

商号又は名称

代表者肩書

代表者名

印

当社は、大阪府・大阪市（以下「府市」といいます。）が 2019 年 12 月 24 日付けで公表（2021 年 3 月 19 日付け修正公表）した「大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業」募集要項に基づき、府市から貸与された重要保秘義務対象資料（その印刷物、複写物、複製及びハードディスク等の記録媒体への記録を含むがこれに限りません。）について、復元不能な方法で破棄・消去を完了しましたので報告します。

大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業  
重要保秘義務対象資料破棄義務遵守の延期に関する誓約書

西暦 年 月 日

大阪府知事 様  
大阪市長 様

応募者の名称： \_\_\_\_\_

所在地

商号又は名称

代表者肩書

代表者名

印

当社は、大阪府・大阪市（以下「府市」といいます。）が 2019 年 12 月 24 日付けで公表（2021 年 3 月 19 日付け修正公表）した「大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業」募集要項に基づき、府市から貸与された重要保秘義務対象資料（それらの印刷物、複写物、複製及びハードディスク等の記録媒体への記録を含むがこれに限りません。）を下記の理由により破棄することができなくなりました。

つきましては、下記のとおり、破棄予定日までにこれらをすべて復元不能な方法で破棄・消去し、破棄・消去が完了したときは府市に対してその旨報告することを約束します。

## 記

破棄予定日	
破棄方法	
破棄の延期理由	

大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業  
現地調査希望確認書

西暦 年 月 日

大阪府知事 様  
大阪市長 様

応募者の名称： \_\_\_\_\_

(応募企業又は代表企業)

所在地

商号又は名称

代表者肩書

代表者名

当社は、2019年12月24日付けで公表（2021年3月19日付け修正公表）された「大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業」募集要項に基づく、資格審査通過後の現地調査の希望の有無については、以下のとおりです。

記

1. 現地調査の希望の有無

希望する ・ 希望しない

※ 該当する選択肢に○をしてください。

2. 希望する現地調査の概要

現地調査の項目	
内 容	

※ 1. で「希望する」を選択した場合にのみ記載すること。

※ 希望する現地調査の項目及び内容を簡潔に記載すること。（希望する現地調査の内容について補足資料等があれば、添付すること。）

大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業  
参加辞退届

西暦 年 月 日

大阪府知事 様  
大阪市長 様

応募者の名称： \_\_\_\_\_

(応募企業又は代表企業)

所在地

商号又は名称

代表者肩書

代表者名

印

2019年12月24日付けで募集要項の公表（2021年3月19日付け修正公表）があった「大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業」の公募について、年 月 日付けで参加表明を行っていましたが、下記の理由により参加を辞退します。

記

(参加を辞退する理由を具体的に記載すること。)

大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業  
参加資格喪失等通知書

西暦 年 月 日

大阪府知事 様  
大阪市長 様

応募者の名称： \_\_\_\_\_

(応募企業又は代表企業)

所在地

商号又は名称

代表者肩書

代表者名

印

2019年12月24日付けで募集要項の公表(2021年3月19日付け修正公表)があった「大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業」の公募について、年 月 日付けで参加表明を行っていますが、下記の者に係る【参加資格喪失・支配している者の変更・第三者により支配された事実】について通知します。

記

1. 応募企業又は応募グループ構成員

所在地	
商号又は名称	
代表者肩書	
代表者名	

2. 通知理由

該当する事項	※ [参加資格喪失] / [応募グループ構成員を支配している者の変更] / [応募企業又は応募グループ構成員が新たに第三者に支配された事実] より選択し記載すること
内 容	※該当する事項の具体的内容を記載すること。
該当年月日	年 月 日

※【参加資格喪失・支配している者の変更・第三者により支配された事実】については、該当する事項を除き削除すること。